

令和8年度

松伏町教育行政重点施策

～持続可能な社会の創り手の育成と
日本社会に根差したウェルビーイングの向上を目指した松伏の教育～

松伏町教育委員会

令和8年度 松伏町教育行政重点施策等について

I 策定に当たって

国際情勢がより一層困難さを増す中、将来の予測が困難な時代において、教育の果たす役割はますます重要となってきた。

このような中、文部科学省は第4期教育振興計画の中で、持続可能な社会の創り手の育成を挙げている。一人ひとりが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手になることが重要であるとした。

また、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福や、個人のみならず個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念としてのウェルビーイングの実現を挙げている。

ウェルビーイングの実現とは、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなることであり、教育を通じて日本社会に根差したウェルビーイングの向上を図っていくことが求められるとしている。

このようなことから、松伏町教育行政重点施策を策定するにあたり目標を「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」とした。

学校教育については「信頼関係に基づいた豊かな人間関係を基盤とした学校教育の推進」を掲げた。これは教育の原点であり、児童生徒と教師、児童生徒相互の信頼関係に基づいた豊かな人間関係を育み、それを基盤とした学校教育を推進していく。

子供たちの知・徳・体を一体で育むこれまでの日本型学校教育の成果を踏まえ、子供たちの多様化や教師の働き方改革、GIGAスクール構想の実現といった新たな動きも加速・充実させながら、学校教育を確実に実施していく。

町内の小中学校の学力は、全国学力・学習状況調査や埼玉県学力・学習状況調査において、昨年度に比べて向上しているものの、依然として正答率が全国や全県の平均に届かない教科や学年が少なくない。各学校においては、教科等の特質や児童生徒の実情を踏まえながら「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めなければならない。この学びは、これまでの我が国の優れた教育実践の成果を基にして構築された学びであり、次期学習指導要領にも継承され、その実装が求められる予定である。町内小中学校では、児童生徒の学力の特性を踏ま

え、「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善を進めることはもちろん、その学びの実現の基盤となる基礎的・基本的な知識及び技能の習得も併せて取り組んでいく。

また、埼玉県教育委員会はこれまでの埼玉県学力・学習状況調査の分析結果として、よい「学級経営」が子供の「非認知能力」「学習方略」を向上させ、そのことが子供の学力向上にもつながると分析している。これは、児童生徒の成長には、所属する集団の人間関係がどのようなものかによって大きく左右される場合が少なくないということであり、学力向上のためには、よりよい学級集団をつくることが重要となる。そのためには、まず児童生徒と教師の信頼関係が最も重要であり、教師が子供と向き合える時間と場を確保できるよう、更なる働き方改革を推し進めていく。

文部科学省は令和7年10月、令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果を公表した。小中学校での暴力行為、いじめ、不登校の児童生徒数は前年度を上回り過去最多であった。特に不登校の児童生徒は、その増加率は低下したものの、人数については12年連続の増加となっている。

町内の小中学校では、暴力行為については若干であるが増加傾向に転じ、国や県の傾向と同様になってきている。特に、小学校段階での暴力行為については注視していく必要がある。また、いじめの認知総数は、減少しているものの、県内では高い認知率となっている。いじめの認知率が高いことは、どんないじめも見逃さないという町内教職員の努力の成果である。今後も、暴力行為、いじめともに初期段階のものも含めて積極的に認知して初期対応を徹底するなど、その解決に向けた取組を躊躇なく実施していく。

不登校については、ここ数年は人数が増えていたが、昨年度はようやく落ち着きを取り戻した。しかし、全国の不登校児童生徒割合を上回っている現状である。子供たちの多様性を認める中で学ぶ機会は学校だけではないものの、義務教育の最後を不登校のまま迎えることは避けたい。不登校児童生徒を減らすためには各学校での取組を充実させるとともに、教育支援センター、小学校のスペシャルサポートルーム、中学校のさわやか相談室、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの活用と連携を高めていく必要がある。

また、埼玉県教育委員会が令和7年9月より実施している「メタバース空間を活用した不登校児童生徒等支援事業」に当初から参加している。今後も、文部科学省が取りまとめた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を参考にしながら不登校対策に力を入れている。

また、本町における特別支援学級に在籍する児童生徒数は大きな変化はないものの、通常学級で生活しながらも特別な支援が必要な児童生徒を対象とした通級指導教室のニーズが高まっており、令和8年度は新たに2学級増設する。今後も、一人ひとりのニーズに寄り添った支援を実施していく。

不登校や特別な支援を要する児童生徒への支援で重要なことの一つに、小学校と中学校の連携がある。小中学校の連携をより深めていく努力をしていきたい。また、児童生徒への個に応じた教育を充実するために教育支援員を配置していく。

そして、町内の小中学校ではG I G Aスクール構想も第2期となり、これまでの成果を基に、見えてきた課題を積極的に解決していく。令和8年度当初の全児童生徒の端末を更新しI C T技術のさらなる活用やより高度な利用を推進していく。

今後、一人一台のタブレットを使った全国学力・学習状況調査や埼玉県学力・学習状況調査が本格実施され、教科書のデジタル化も視野に入れた改善も求められている。ネットワーク環境の利便性を生かした各種データの連携と活用等、学校や関係機関とさらなる連携を深め、計画的に確実に改善していく。

小規模化している金杉小学校は、引き継がれてきた良き伝統を継承し、更に充実・発展させるために、今後も小規模特認校に指定し、特色ある教育活動を推進していく。

小学校段階は、令和8年度より「給食費負担軽減交付金」が4月から創設されるが、実施方法については関係機関と連携して、本町の実態に合った方法となるように努めていきたい。また、経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して行う就学援助では、特に経済的な負担の大きい新入学児童生徒学用品費について、引き続き新入学児童生徒の保護者を対象に入学前に前倒して支給をしていく。

学校施設のうち、未改修施設及び大規模改修の実施後長期間を経ている施設については、その施設の老朽化改修・修繕計画を作成し、計画的に対応していく。

松伏町では、いつでも・どこでも・誰でもが学べる生涯学習社会を構築してきている。休日などに、生き甲斐や楽しみを求めてスポーツや芸術に親しむ町民が多く見られる。このため、本町の社会教育施設等を最大限に活かし、町民のライフステージにあった事業を引き続き推進していく必要がある。

文化・芸術は、人生を豊かにし、人々の心にやすらぎやゆとりを与え、魅力ある地域社会を創り出す原動力ともなっている。このことから、松伏町第6次総合振興計画の基本構想及び基本計画に基づき、さまざまな文化・芸術に親しむ機会や場の提供に努める

とともに、文化・芸術を育む活動を支援していく。

特に、町民が気軽に音楽に親しむことができる機会の充実に努め、音響効果により日本の代表的なホールとして評価されているクラシック音楽専用ホール「田園ホール・エローラ」を中心に、「音楽によるまちづくり」を引き続き推進していく。また、町内の生徒に田園ホール・エローラにおいて、一流のクラシックコンサートを聴く機会を提供する。

生涯学習と社会教育は、心に豊かさをもたらし、町民の生活を向上させるだけでなく、活力ある地域社会を築いていくための基礎となるものである。そのため、施設や人材など地域にある学習資源の有効活用を図るとともに、町民一人ひとりが生涯にわたり、学び続けることができ、一人ひとりの知識や経験、学習の成果を生かすことのできるまちづくりを推進する。

現在、中央公民館では、さまざまな学習講座を開設し、継続的な学習機会を提供している。今後の町民ニーズに対応した学習メニューの整備とともに、学習成果を発表する機会をさらに充実していくことも必要である。

多世代交流学習館は、町民の多様な活動と学びの場の創出、また多世代間の交流と社会教育の推進を図っている。

町民の健康志向の高まりからスポーツ活動に対するニーズが高まっており、子供から高齢者まで、年齢や体力に応じたスポーツやレクリエーションを楽しむことのできる環境づくりが求められている。このような中で、プロスポーツ選手等によるスポーツ教室やイベントを開催し、スポーツ活動が活発に展開されてきたが、令和7年度には新たに2つの事業を実施した。今後も、継続的に実施することで、生涯スポーツにつなげる一助となれればと考えている。

本町の社会教育施設や社会体育施設の老朽化に対応し、利用者の安全を確保するため、計画的な改修など、適切な維持管理と有効活用に努めていく。

本町は、古くから水と緑に恵まれ、肥沃な大地に根差した農耕集落として、多くの文化財が継承されてきた。これまで「松伏町史」編纂事業を通して長年にわたって調査・研究し、町の歴史を解明してきたが、令和6年度について完成させることができた。この実績を基に町民が生涯にわたって心のよりどころとなる、ふるさと松伏を後世へと継承していく。

以上のような考えに基づき、本教育委員会では教育行政を通じ、安全・安心な事業を

基にした文化の香り豊かで真に教養のあるまちの実現を期するものである。

Ⅱ 教育行政目標と基本理念

こうした観点から、令和7年度松伏町教育行政目標を

「持続可能な社会の創り手の育成と日本社会に根差したウェルビーイングの向上を目指した松伏の教育」と定め、その基本理念を人づくり・教育環境づくり・地域社会づくりとし、社会教育、社会体育及び学校教育が家庭や地域と密接な連携を図り、諸施策を計画的に推進していく。

ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。また、多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

《基本理念》

(愛され親しまれる人づくり)

- 1 自ら学び考え主体的に行動できる人づくり (知)
- 2 他人の心の痛みが分かる人づくり (徳)
- 3 心身ともに健やかでたくましい人づくり (体)

(安心・安全な教育環境づくり)

- 1 学校・家庭・地域が一体となった教育環境づくり
- 2 保護者や地域に信頼される学校・教職員づくり
- 3 安心・安全・快適な地域と施設づくり

(協働の地域社会づくり)

- 1 人権が尊重される社会づくり
- 2 町民がいつでも自由に学べ、その成果が適切に評価される生涯学習社会づくり
- 3 文化が薫り、スポーツが盛んな社会づくり

Ⅲ 重点施策

1 信頼関係に基づいた豊かな人間関係を基盤とした学校教育の推進（学校教育）

- (1) 確かな学力の育成と創意工夫を生かした特色ある学校づくりの推進（知）
- (2) 体験活動を重視した豊かな人間性を育てる教育の推進（徳）
- (3) 健康の保持・増進と体力向上を図る健康教育の推進（体）
- (4) 多様なニーズに対応し、誰一人取り残さない教育の推進
- (5) 学校・家庭・地域・関係機関が連携した開かれた学校づくりの推進
- (6) 地域に信頼される学校運営と教職員の資質向上
- (7) 児童生徒の命を大切にする学習環境及び施設設備の充実
- (8) 自他の生命と人権を尊重する教育の推進
- (9) 地域の課題に応じた特色ある教育活動の推進
- (10) 教育DXの推進

2 豊かで緑あふれるまちを創造する生涯学習の推進（生涯学習）

- (1) 生涯学習施策の推進
- (2) 情報収集・提供の充実
- (3) 人材の発掘・育成・活用の充実

3 豊かな文化と思いやりをはぐくむ社会教育事業の推進（社会教育）

- (1) 音楽によるまちづくりの推進
- (2) 文化・芸術活動の充実
- (3) 社会教育関係団体の支援
- (4) 公民館等を活用した事業の企画及び学習内容の充実
- (5) 家庭教育及び青少年教育の推進
- (6) 人権教育・啓発の推進
- (7) 中央公民館・多世代交流学習館の管理及び利用の充実
- (8) 中央公民館・多世代交流学習館の施設・設備の整備の推進

4 歴史・文化の保存と継承（文化財保護・町史編さん）

- (1) 町史の調査及び研究
- (2) 文化財の調査及び保護
- (3) 町史及び文化財の普及啓発

5 スポーツ健康都市づくりの推進（社会体育）

- (1) 生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の充実
- (2) スポーツ・レクリエーション活動の普及・啓発
- (3) 人材の発掘・育成・活用の充実
- (4) スポーツ・レクリエーション団体の支援
- (5) スポーツ施設利用の充実
- (6) スポーツ施設・設備の整備の推進

IV 施策の展開

松伏町第6次総合振興計画基本構想及び基本計画を基盤とし、教育行政目標の「持続可能な社会の創り手の育成と日本社会に根差したウェルビーイングの向上を目指した松伏の教育」の実現を目指し、次のような施策を展開する。

1 信頼関係に基づいた豊かな人間関係を基盤とした学校教育の推進（学校教育）

（1）確かな学力の育成と創意工夫を生かした特色ある学校づくりの推進（知）

① 学力の向上を目指す教育の充実

ア 学力向上プランによる基礎学力の向上

- ・学力向上推進委員会（主幹教諭等）を中心に実施計画の作成、各校の検証と改善、保護者への啓発

イ 全国学力・学習状況調査及び埼玉県学力・学習状況調査の実施・分析・活用

- ・児童生徒の基礎的・基本的な知識や技能、思考力・判断力・表現力などの活用する力と主体的に学習に取り組む態度を把握
- ・結果分析に基づいた教育指導の改善・充実

ウ 松伏町小・中学校全学年の学力テストの実施

- ・小学校1年～4年における国語・算数、小学校5年～6年における国語・算数・理科の実施と、テスト結果に基づく補充的な学習の実施
- ・中学校1年～3年における国語・社会・数学・理科・英語の実施と、テスト結果に基づく補充的な学習の実施
- ・中学校において、資格取得を促進するため、英語能力を判定するテストを実施

エ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

- ・「松伏授業プラン」及び「松伏町学力向上スタンダード」に基づいた学習指導内容の工夫・授業改善
- ・1授業時間（小学校45分、中学校50分）で完結する授業の実施
- ・児童生徒が見通しをもって学習できる学習課題（めあて）の提示
- ・児童生徒が主体的に授業に参加し学びを深める、協働的な学び（ペア学習、グループ学習等）の実施
- ・児童生徒自身が、学習課題（めあて）を達成できたかを自己評価する「振り返り」の時間の設定

オ カリキュラム・マネジメントの確立

カ 小・中学校9年間を見通した小・中連携教育の実施

キ 「授業の約束（5校はひとつ松伏っ子）」に基づいた授業規律の確立

ク 学校及び家庭学習でのICT活用の推進

② 個に応じ、個を生かし、創造性をはぐくむ指導方法の改善

ア 県費負担教員並びに町費教育支援員の配置による学習指導形態の工夫

- ・各校に教育支援員を配置し、チームティーチング等の指導の実施と個に応じた学習の充実

- ・一人一台配布のタブレット端末を活用した、個別最適化された学びや創造性をはぐくむ学びの実現

- ・担任の業務軽減による教材研究の時間の確保

イ 少人数指導等のきめ細かな指導の充実

- ・少人数指導による習熟度別学習や補充的な学習等、個に応じた指導の実施

③ 学習の基礎となる読書活動の推進

ア 学校図書館の環境整備と活用

- ・図書ボランティアの活用

- ・図書システムの活用（小学校）

- ・図書の充実及び蔵書率向上

イ 多様な読書機会の確保

- ・読み聞かせボランティアの活用（小学校）

ウ 司書教諭の発令（町内全校）

④ 豊かな国際性を身に付けさせるための国際理解教育の推進

ア 英語能力の基礎や表現力等のコミュニケーション能力の育成

- ・語学指導助手（ALT）等の効果的な活用

- ・松伏町教育研究会の英語・外国語部会と連携した情報共有と授業方法の研究

- ・英語能力判定テストの実施

イ 異なる文化をもつ人々とともに生きていく資質の育成

- ・県費日本語指導教員や町費日本語指導員の配置による指導の充実

- ・教科等間相互の連携を図り、教科等横断的な視点で資質・能力を育成

(2) 体験活動を重視した豊かな人間性を育てる教育の推進（徳）

① 豊かな体験やふれあいの中で、人間としての生き方を学ぶ教育の充実

ア 多様な活動体験の確保

- ・体験的学習活動、社会体験活動、自然体験活動等の充実
- ・各学校の特色ある教育活動推進事業の支援
- ・学校応援団と連携し体験活動を重視した学習の推進
- ・クラシック専用ホール・エローラでの一流の奏者によるコンサートの実施

イ 道徳教育の推進

- ・「特別の教科 道徳」を要とした教科横断的な道徳教育の推進
- ・ティームティーチングやゲストティーチャーの招聘
- ・「彩の国の道徳」（県教委作成）の活用

(3) 健康の保持・増進と体力向上を図る健康教育の推進（体）

① 運動の楽しさや喜びを味わう生涯スポーツの基礎づくりの推進

ア 児童生徒が主体的に運動する授業の実践

- ・新体力テスト結果分析と具体的達成目標の設定
- ・各学校の体力課題解決シートを取りまとめ報告書を作成・配布

イ 松伏町体力向上推進委員会の充実

- ・町及び各校の実態に即した体力向上の取組（重点項目の設定）

ウ 家庭への健康教育の啓発

- ・家庭の関心の喚起と生活改善への指針提示

② 学校保健の充実

ア 性に関する教育の推進

イ 薬物乱用防止教育の推進

ウ アレルギー疾患、心肺蘇生法等の対応研修の実施

エ 歯科保健活動の実践

③ 学校給食の充実と食育の推進

ア 安全・安心でおいしい給食の提供と地元食材の積極的導入

イ 望ましい食習慣の形成

- ・栄養教諭の配置による食育指導の充実
- ・食事におけるマナーの指導と実践
- ・食材や生産者等関係者に対する感謝の気持ちの育成

(4) 多様なニーズに対応し、誰一人取り残さない教育の推進

① 児童生徒の障がいの特性や程度に応じた特別支援教育の充実

ア 特別支援学級の指導体制の充実

- ・学級担任と連携し個に応じた適切な指導を行う町費教育支援員の配置
- ・児童生徒一人ひとりに応じた「個別の指導計画」の作成と実施

イ 就学支援体制の充実

- ・町就学支援委員会、校内就学支援委員会の充実
- ・保健センターや乳幼児施設等の関係諸機関との連携
- ・町費の心理士による発達検査の実施

ウ 特別支援学校児童生徒の支援籍交流の実施

エ 通級指導教室の充実

- ・難聴・言語障害通級指導教室（ことばの教室）での指導の充実
- ・発達障害・情緒障害通級指導教室（にじいろ教室）での指導の充実
- ・スーパーバイザーによる指導の充実

② 児童・生徒の自己実現を支援する教育相談の充実

ア 教育支援センター（ひだまり）の充実

- ・教育相談員による家庭訪問、教育相談の実施
- ・教育相談員による学校訪問、情報交換の実施

イ 教育相談体制の充実

- ・教育支援センター（ひだまり）及びさわやか相談室の保護者周知並びに相談の実施
- ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーとの連携

ウ 不登校児童生徒への支援の推進

- ・アセスメントシートの活用
- ・相談員と各校教育相談担当者、学校生活相談員、校内教育支援センター支援員等による教育相談担当者連絡協議会の実施
- ・多様な学びの場の確保（小学校スペシャルサポートルーム等）
- ・一人一台端末等を活用した早期発見・早期支援の実施
- ・小中学校の連携による実態把握

- ・教育支援センターにおける相談体制の充実
 - ・教育支援センター及びさわやか相談室の連携による個別支援
 - ・家庭との連携
- ③ 日本で学ぶ外国人等への教育の推進
- ア 日本語指導員による日本語指導の充実
- ④ ヤングケアラーや家庭の貧困等の対策
- ア ヤングケアラーに関する理解の促進
 - イ 就学援助の充実
- (5) 学校・家庭・地域・関係機関が連携した開かれた学校づくりの推進
- ① 家庭や地域社会との連携
- ア 学校から家庭や地域社会への学校だよりやホームページを利用した情報発信
 - イ 豊かな体験活動の積極的な推進（「みどりの学校ファーム」の取組）
 - ウ 地域ぐるみの奉仕体験活動、「あいさつ運動」等の実践
 - エ 「学校応援団」の活用
 - オ 「こども・未来・まつぶし」の全家庭配布（年1回）
 - カ 学校運営協議会を通じて学校運営に関して外部の意見の取入れを推進
 - キ スクールガードリーダーと児童生徒の安全について連携
- ② キャリア教育・職業教育の充実
- ア 中学校社会体験チャレンジ事業（職場体験）や職場見学の実施
 - イ 「キャリア・パスポート」の活用
 - ウ キャリア発達を促す教育の充実
 - エ 異校種交流による体験入学や交流会等進路に関する啓発的経験の充実
 - オ 副読本「中学生と進路」の活用
- ③ 地域に開かれた学校づくりの推進
- ア 学校授業公開日の実施（彩の国教育の日を含む）
 - イ 地域人材の積極的活用
 - ウ 地域住民の学校行事への参加（運動会、文化祭、音楽会等）
 - エ 総合的な学習の時間や部活動等への外部指導者の配置
- ④ 保育園（所）・認定こども園・幼稚園と小学校との連携
- ア 町保・幼・小連絡協議会の充実

- イ 小学校就学前の保・幼・小合同連絡会の実施
- ウ スタートカリキュラム推進委員会の実施と活用
- エ 就学前施設と小学校間で交流会の実施

(6) 地域に信頼される学校運営と教職員の資質向上

① 学校評価の工夫改善

- ア 学校評価の活用と学校運営協議会の充実
- イ 「松伏町学校評価ガイドライン」に沿った学校関係者評価の実施と活用

② 教職員の人事評価制度の実施

- ア 適切な目標設定による学校運営の充実
 - ・前年度の反省を生かした学校課題の分析と適切な目標設定
 - ・目標達成のための方策の工夫
 - ・校務分掌組織の活性化

イ 教職員の自己評価（面談）の充実

ウ 校長・教頭を対象にした人事評価に係る評価者研修の実施

③ 教職員の資質の向上及び経験年数に応じた研修の充実

ア 教育委員会による教職員研修の充実

イ 計画訪問や校内研修による授業研修会の充実

- ・初任者研修、経験者研修（5年、20年）中堅教諭等資質向上研修等の充実
- ・指導主事等の学校訪問による指導助言の充実（年次研修、臨時的任用教員、町費教育支援員、各種研究会）

ウ 生徒指導・教育相談に係る研修会の充実

エ サービスに関する研修の充実（体罰・飲酒運転の根絶、個人情報保護等）

オ 全教職員を対象とした教育講演会

④ 教育行政施策の検討・研究

ア 松伏町教育大綱を基に各年度における教育行政重点施策の策定及び実施

イ 教育関係諸法令に係る整備・周知徹底

(7) 児童生徒の命を大切にする学習環境及び施設設備の充実

① 学校・保護者・地域・関係機関との連携による安全管理の推進

- ・防犯教室（児童生徒対象、教職員対象）の実施
- ・スクールガード・リーダーや安全ボランティア等による防犯パトロールの実施

- ・交通安全指導（自転車、歩行者）の実施
 - ② 学校安全マニュアルによる日常点検、定期点検と早期対応
 - ・学校施設等の日常点検、定期点検、臨時点検の実施
 - ・通学路の定期点検の実施
 - ③ 防災教育の充実
 - ・様々な自然災害から身を守る避難訓練の実施
 - ・保護者への連絡体制、引き取り訓練の実施
 - ④ 施設整備の充実
 - ・体育館への空調整備の推進
 - ・老朽化に伴う施設及び設備の修繕の実施
 - ・空調設備の適切な運用管理による快適な教育環境の実現
 - ・高速大容量の通信ネットワーク及び児童生徒一人一台端末を活用し、教師や児童生徒の力を最大限に引き出す教育 I C T 環境の実現
- (8) 自他の生命と人権を尊重する教育の推進
- ① 差別をなくすことのできる児童生徒を育てる人権教育の一層の推進
 - ア 全体計画・年間指導計画に基づく着実な実践
 - ・自校の人権課題に基づく推進
 - イ 教職員研修の充実
 - ・学校管理職等人権教育研修会の開催
 - ウ 保護者・地域・関係諸機関との連携
 - ・保護者や地域の人々の理解の促進と啓発
 - エ 内的啓発の促進
 - ・人権作文集「こころ」の編集と活用
 - ② 自他の生命と人権を尊重し、いじめのない明るい学校づくりの推進
 - ア いじめの根絶
 - ・「松伏町いじめの防止等のための基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づくいじめ防止対策等の推進
 - ・学期毎の生活アンケートの実施、把握、指導等の対応
 - ・児童生徒に対する「いじめ防止（ネットいじめを含む）」の指導の充実
 - ・いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題対策調査委員会の実施

- ・学校・教育委員会と警察等の関係諸機関との連携・協力
- イ 生徒指導体制の充実と非行・問題行動の未然防止
 - ・非行防止教室の実施
 - ・吉川警察署管内学校警察連絡協議会との連携
 - ・体罰や暴言等の不適切な指導の根絶に向けた研修の実施
- ウ 人権課題（障がい者、性的少数者等）への理解と認識
- エ 命を大切にす教育の推進
 - ・学校を中心に関係諸機関と連携した相談体制の充実
 - ・「SOSの出し方に関する教育」の推進（タブレット端末を活用した「今日のこころの天気」の実施等）
- ③ 男女共同参画社会の確立に向けた男女平等教育の推進
 - ア 男女共同参画社会の実現を目指す教育の推進
 - ・教職員の意識改革と教育実践の励行
 - ・特別活動における儀式的行事等を活用した教育実践
- (9) 地域の課題に応じた特色ある教育活動の推進
 - ① 小規模特認校である金杉小学校における特色ある教育活動の推進
 - ア 一人ひとりに応じたきめ細かな教育の推進及び指導の充実
 - ② 学校運営協議会の充実
 - ア 地域の教育力を最大限に活用
 - ③ 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた調査・研究
 - ア 外部指導者の活用の拡大
 - イ 町内部活動地域展開に係る検討準備会議の開催
 - ウ 拠点校方式による部活動の運営整備
- (10) 教育DXの推進
 - ① 児童生徒の情報活用能力の育成
 - ア 児童生徒による情報活用のルール作り
 - イ オンラインで町内全学級をつなぐ全町集会の実施
 - ② 教職員のICT活用指導力向上
 - ア 各校においてICT活用研修の実施及びICT支援員の活用
 - イ 各校の情報教育主任をICT活用リーダーとなれるように人財の育成

ウ ICT教育推進委員会を通して効果的な活用事例や先進事例の取り組みを調査・研究

③ 校務DXの推進

ア 校務系システムの利活用の推進

2 豊かで緑あふれるまちを創造する生涯学習の推進（生涯学習）

（1）生涯学習施策の推進

① 生涯学習推進体制の充実

ア 松伏町生涯学習推進庁内連絡会議の開催
・生涯学習施策の内容を協議

② 学習機会・内容の充実

ア 松伏町生涯学習まちづくり出前講座の充実
イ 「文化のまちづくり事業」の実施
・「ミニまつぶし」の実施
・「まつぶし郷土かるた」の普及・啓発

（2）情報収集・提供の充実

① インターネットを活用した情報提供

ア サークルマップ
イ 出前講座メニュー表

② 相談体制の整備

（3）人材の発掘・育成・活用の充実

① まちづくりボランティアの育成

ア 松伏町生涯学習まちづくり出前講座町民講師の育成
イ 文化のまちづくり実行委員、ミニまつぶし運営委員会委員の発掘・育成
ウ ミニまつぶし子どもスタッフの発掘・育成
エ 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた人材の情報提供

3 豊かな文化と思いやりをはぐくむ社会教育事業の推進（社会教育）

（1）音楽によるまちづくりの推進

① 田園ホール・エローラを中心とした音楽によるまちづくりの推進

ア コンサート及び文化芸術の鑑賞機会の提供
・国内外の優れた音楽家のコンサートの開催

- ・様々な分野の優れた文化芸術公演の開催
- イ 音楽発表の場の提供
 - ・町内の音楽活動団体等による音楽フェスティバルの開催
 - ・気軽に聴けるコンサートの開催
- ウ 音楽文化を担う人材の育成及び支援
 - ・子供を対象としたコンサート鑑賞事業の実施
 - ・町内の音楽活動団体等に活動場所の提供
 - ・中学校の卒業を祝うコンサートの開催

(2) 文化・芸術活動の充実

① 活動成果を発表する機会の充実

- ア 町民が持つ知識、技能、経験などを活かした文化・芸術活動の成果を発表する機会の提供
 - ・町民文化祭の開催
- イ 多世代交流学習館利用団体の活動成果を発表する機会の提供
 - ・メロディー祭の開催
 - ・サロンコンサートの開催
- ウ 文化・芸術の作品を発表する場所の提供
 - ・中央公民館視聴覚室を展示スペースとして活用

(3) 社会教育関係団体の支援

① 松伏町子ども会育成会連絡協議会

- ア 松伏町子ども会育成会連絡協議会主催事業の企画・運営

② 松伏町ジュニアリーダー連絡協議会

- ア 松伏町ジュニアリーダー連絡協議会主催事業の企画・運営
- イ ジュニアリーダーの支援
- ウ ジュニアリーダーの確保

③ 松伏町PTA連合会

- ア 家庭教育に関する講座の開催

④ 松伏町文化協会

- ア 松伏町民文化祭の開催
- イ 松伏町文化協会加盟団体の支援

- ⑤ 公民館及び多世代交流学習館利用社会教育関係団体
 - ア 公民館及び多世代交流学習館利用社会教育関係団体の支援
 - ・ 公民館及び多世代交流学習館使用料の減額・免除
 - ・ 公民館及び多世代交流学習館講座・教室における指導依頼
- (4) 公民館等を活用した事業の企画及び学習内容の充実
 - ① 公民館及び多世代交流学習館講座の開催
 - ア 町民の学ぶ意欲に合わせた各種講座・教室の提供
 - ・ 中央公民館講座・教室の開催
 - ・ 多世代交流学習館講座・教室の開催
 - イ 多世代交流学習館における交流事業の開催
 - ・ サロン事業等の開催
 - ② 学校を活用した学習機会の提供
 - ア 就学時健康診断時等の家庭教育講座の開催（各校）
 - イ 放課後子ども教室の充実
- (5) 家庭教育及び青少年教育の推進
 - ① 家庭教育の推進
 - ア 異年齢成長パンフレットの活用
 - ・ 三歳児健診での配布
 - ・ 就学時健康診断時等の家庭教育講座での配布
 - ・ 町内関連施設への配布
 - ② 青少年教育の推進
 - ア 親子映画会の開催
 - イ 青少年健全育成協議会の支援
- (6) 人権教育・啓発の推進
 - ① 人権教育
 - ア 各種研修会等
 - ・ 松伏町人権セミナーの開催
 - ・ 人権問題研修会の開催
 - ・ 埼葛共同啓発事業の開催
 - イ 広報活動

- ・人権それは愛
- ・埼葛人権教育

② 人権啓発

ア 人権関連各種協議会等の活動

- ・埼葛郡市人権施策推進協議会
- ・埼葛地区人権教育推進協議会
- ・松伏町人権教育推進協議会
- ・東部地区人権教育実践報告会

(7) 中央公民館・多世代交流学習館の管理及び利用の充実

① 中央公民館・多世代交流学習館管理運営の充実

- ア 快適に効率よく利用できる施設の管理運営
- ・設備の故障、修繕等に迅速かつ的確な対応
 - ・まんまる予約案内システムの有効活用

(8) 中央公民館・多世代交流学習館の施設・設備の整備の推進

① 施設・設備の経年劣化の対応

- ア 施設の機能の適切な維持
- ・施設・設備の改修の推進

4 歴史・文化の保存と継承（文化財保護・町史編さん）

(1) 町史の調査及び研究

① 資料等の調査・整理

(2) 文化財の調査及び保護

- ① 文化財保護審議委員会の開催
- ② 県及び町指定文化財の保護、管理
- ③ 開発行為に応じた包蔵地範囲確認調査及び発掘調査
- ④ 文化財整理室の維持・管理
- ⑤ 文化財等の調査・収集・整理

(3) 町史及び文化財の普及・啓発

① 講座の開催

- ア 子ども歴史講座の開催
- イ 歴史講座の開催

ウ 文化財写真展の開催

エ 東部地区文化財担当者会と連動した普及・啓発事業

5 スポーツ健康都市づくりの推進（社会体育）

(1) 生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の充実

① スポーツ活動の推進

ア 町民の体力向上と健康増進を図るため各種教室・大会の提供

・プロスポーツ教室等の開催

・スポーツ大会の開催

(2) スポーツ・レクリエーション活動の普及・啓発

① スポーツに関する情報提供の充実

ア 生涯を通して、日常的に楽しむことができるスポーツに関する情報の提供

・スポーツに関する情報の収集・発信

(3) 人材の発掘・育成・活用の充実

① 町民のスポーツ活動の指導者の充実

ア 実技指導、各種事業の協力等スポーツ・レクリエーションのスペシャリストの確保

・スポーツ推進委員の育成・確保

・部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた人材の情報提供

(4) スポーツ・レクリエーション団体の支援

① スポーツ・レクリエーション団体の組織の充実

ア 各団体の組織を充実させるための支援

・スポーツ協会加盟団体の支援

・スポーツ少年団加盟団体の支援

・レクリエーション協会加盟団体の支援

・総合型地域スポーツクラブの支援

② スポーツ・レクリエーション団体の活動支援

ア スポーツ協会等団体の活動支援

・活動助成金の支給

・大会会場の提供

(5) スポーツ施設利用の充実

- ① B & G海洋センター及び町営運動場の管理運営の充実
 - ア 快適に効率よく利用できる施設の管理運営
 - ・設備の故障、修繕等に迅速かつ的確な対応
 - ・まんまる予約案内システムの有効活用
 - ② 学校体育施設の開放
 - ア 町立小・中学校体育施設の有効利用
 - ・校庭の開放 松伏小学校、金杉小学校、松伏第二小学校
 - ・体育館の開放 松伏小学校、金杉小学校、松伏第二小学校
松伏中学校、松伏第二中学校
- (6) スポーツ施設・設備の整備の推進
- ① 施設・設備の経年劣化の対応
 - ア 施設の機能の適切な維持
 - ・施設・設備の改修の推進
 - ② 設備の整備の促進
 - ア B & G海洋センターの充実
 - ・施設の修繕等